

飼養衛生管理基準※を守っていますか？

中丹家畜衛生情報（No.29-18）

平成29年10月発行

※家畜伝染病予防法で定められた、すべての家畜飼養者が守るべき基準です。すべてにチェックがつくか確認してください。

Check !

家きんのエリアと居住エリアを分けていますか

家きんの小屋やえさ置き場などのエリアと、人の居住エリアの境界がわかるようにしましょう。

病原体を持ち込まないよう対策できていますか

不特定多数の人が家きんの小屋に近づかないようにしましょう。小屋への出入り際には、専用の靴を使用して、世話をするときは手指を消毒しましょう。

野生動物が侵入できないようになっていますか

野鳥が入らないようになっているか確認しましょう。水に野生動物のフンなどが入っていないかチェックし、消毒した水を与えましょう。

家きんの小屋は清潔にしていますか

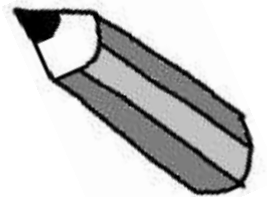
掃除をこまめにするだけでなく、世話に使用する道具も清掃・消毒しましょう。



家きんの健康観察をしていますか

記録をつけていますか

万が一のとき、病気の感染ルートがわかるように、いつ、どこから、何羽の家きんを導入し、えさをいつ購入したかなど、記録を残しておきましょう。



家きんの病気についての情報を収集していますか

本日お渡しした中丹家畜衛生情報 No.29-17裏面をご参照ください。

毎年家きんの飼育羽数を報告していますか

毎年、当所まで飼育羽数の報告をお願いします。